

宮津市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金について

♣️目的♣️

ひとり親家庭の福祉の向上を図るために、ひとり親家庭の親の就職に有利で、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するものです。

給付金の支給を希望する方は、養成訓練の修業に当たって、必ず事前に相談をしてください。

♣️給付金の種類♣️

- (1) 高等職業訓練促進給付金
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金

♣️対象となる方♣️

次のいずれにも該当し、宮津市にお住いのひとり親家庭の方で、就職を容易にするために必要な資格を取得するために修業している方が対象となります。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること、または児童扶養手当を受給することができる同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当を受給することができる同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とします。
- (2) 対象資格の取得に必要な訓練を行う機関で6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方。
- (3) 就業、または育児と修業の両立が困難であると認められる方。
- (4) 過去に給付金(宮津市以外の市町村などが支給するこの給付金に相当する場合を含みます。)の支給を受けていないこと。

♣️対象資格♣️

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、社会福祉士、製菓衛生士、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格、その他市長が地域の実情に応じて必要と認める資格



♣️支給期間♣️

- (1) 高等職業訓練促進給付金…修業期間の全期間を対象とし、48月を上限とします。
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金…養成訓練の修了後に支給します。

♣️支給金額♣️

- (1) 高等職業訓練促進給付金

○高等職業訓練促進給付金の支給を申請する月の属する年度(4月から7月までに支給の申請をする場合は、前年度)分の市町村民税非課税世帯に属する方 **100,000円/月額**

○上記以外の方 **70,500円/月額**

※高等職業訓練促進給付金は、支給の申請があった日の属する月以後、毎月支給します。

(2) 高等職業訓練修了支援給付金

- 養成訓練の修了した日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合は、前年度)分の市町村民税非課税世帯に属する方 **50,000 円**
- 上記以外の者 **25,000 円**

♣申請の方法♣

給付金の支給を受けようとする方は、高等職業訓練促進給付金を受ける方は修業を開始した日以後に、高等職業訓練修了支援給付金にあっては修了日以後に、申請書を提出する必要があります。

また、申請書の提出に当たって、次の書類を添付する必要があります(ただし、本人の同意に基づき公簿によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができます。)

(1) 申請者と児童の戸籍謄本、または抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 申請者が児童扶養手当受給者の場合は申請者の児童扶養手当証書の写し

イ 申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等に係る市町村長の証明書

ウ 申請者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額等に係る市町村長の証明書

(4) 申請者と申請者と同一の世帯に属する方の市町村民税に係る納税証明書など

(5) 養成機関の長が発行した在籍を証明する書類、または養成訓練を修了したことを証明する書類

♣その他♣

○給付金の支給を受けている方は、場合によって養成機関の在籍状況などの確認のために在籍証明書の提出、または出席状況に関する報告等を行う必要があります。

○給付金の支給を受けている方は、(1)ひとり親家庭でなくなったとき、(2)市内に住所を有しなくなったとき、(3)修業を取りやめたことなどにより支給要件に該当しなくなったとき、または給付金の支給を受けている方、もしくは給付金の支給を受けている方と同一の世帯に属する方に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき、もしくは世帯を構成する方に異動があったときは、事由が発生した日から 14 日以内に届出をする必要があります。

○偽り、その他不正行為によって給付金の支給を受けた場合は、給付金を返還することになります。



宮津市 健康福祉部 子ども未来課 子育て応援係

電話 0772-45-1621

メール kosodate@city.miyazu.kyoto.jp